

麻酔科指導医に関する内規

2013 年 5 月 22 日制定

2014 年 5 月 14 日改定

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 この内規は、公益社団法人日本麻酔科学会（以下、「この法人」という。）認定制度運営細則第 8 条の規定にもとづき、この法人の認定麻酔科指導医（以下、「指導医」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(定 義)

- 第 2 条 指導医とは、この内規に定める所定の審査に合格し、この法人が、医師に麻酔科関連業務を指導するために十分な能力があると認めた麻酔科関連領域の指導と管理に専従する者をいう。
- 2 前項の麻酔科関連の業務とは、以下の各号に掲げる業務をいう。
- (1) 周術期における麻酔管理に関する臨床または研究
 - (2) 疼痛管理に関する臨床または研究
 - (3) 集中治療部、救急施設等における重症患者の管理に関する臨床または研究
- 3 本条第 1 項の専従とは、前項に掲げる業務を主たる業務とし、週 4 日以上携わっていることをいう。

(有効期間)

- 第 3 条 指導医資格の有効期間は、登録された日から満 5 年間とする。

(認定の取消)

- 第 4 条 この法人は、以下に掲げる事由に該当するとき、指導医の資格を取り消す。
- (1) この法人の正会員あるいは名誉会員でなくなったとき
 - (2) 指導医が認定の取消を申し出たとき
 - (3) 指導医の更新手続きをしなかったとき
 - (4) この法人の理事会が指導医としてふさわしくないと認めたとき
- 2 この法人の常務理事会は、前項第 4 号の事由により指導医の資格を取り消すとき、常務理事会は、本人に対し事前に弁明する機会を与えなければならない。

第 2 章 新規認定

(申請資格)

- 第 5 条 指導医の認定審査を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。
- (1) 専門医の資格取得後、申請までの間麻酔科関連業務に満 4 年以上継続して専従し、かつ申請後も継続して麻酔科関連業務に専従することが明らかであり、申請する年の会費を完納していること
 - (2) 週 4 日以上、単一の認定施設に勤務する医師であること
 - (3) 非専門医に対して麻酔科関連領域の指導実績を有すること
 - (4) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、所定の研究実績があること
 - (5) 申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から申請する年の 3 月 31 日までの間に、所定の指導実績があること
- 2 前項の規程に基づき専門医の申請を行ったものが、指導医の申請を認められなかったときは、専門医の更新申請をしなければならない。

(臨床実績・指導実績)

- 第 6 条 前条第 1 号および第 2 号、第 3 号に定める臨床実績ならびに指導実績にかかる証明は、所属長等が発行する麻酔経歴書の写し、臨床実績報告書とする。

(研究実績)

- 第 7 条 この内規第 5 条第 4 号に定める研究実績については、麻酔科専門医に関する内規第 16 条の規定を適用する。

(申 請)

- 第 8 条 指導医の認定審査を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出しなければならない。
- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 指導医新規申請書 | 1 部 |
| (2) 職務経歴書の写し | 1 部 |
| (3) 麻酔経歴書の写し | 1 部 |
| (4) 臨床実績報告書 (5 年分) | 1 部 |
| (5) 専門医実績目録 | 1 部 |
| (6) 非専門医指導実績記録 | 1 部 |
- 2 指導医の認定申請の受付期間は、毎年 7 月 1 日から 8 月 31 日とする。
- 3 指導医認定の審査料は、20,000 円とし、申請時に納付する。申請後 2 週間以内に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。この内規第 9 条に定める実地審査を実施するときは、旅費等の実費を別途徴収する。
- 4 この内規第 5 条第 2 項の規定に基づき指導医の申請を行う者は、専門医の更新に係る審査料は免除する。

(審 査)

- 第 9 条 指導医の認定審査は、書類審査とし、この法人の認定審査委員会が実施する。ただし、認定審査委員会が必要と認めたときは、別に実地試験を課することができる。
- 2 実地審査の要領は、別に定める。
- 3 認定審査を希望する者が審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく 2 週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 4 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

- 第 10 条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。
- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後 2 週間以内に指導医登録料 10,000 円を納付する。2 週間後納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
- 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を指導医として登録する。指導医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

第 3 章 更新認定

(更 新)

- 第 11 条 指導医資格の有効期間が終了し、引き続き指導医資格の継続を希望する者は、有効期間が終了する前に所定の更新手続きをしなければならない。

(申請資格)

- 第 12 条 指導医資格の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。
- (1) 現に指導医の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること
 - (2) 指導医の資格を取得後、引き続き麻酔科関連業務に専従していること
 - (3) 週 4 日以上、単一の認定施設に勤務する医師であること
 - (4) 非専門医に対して麻酔科関連領域の指導実績を有すること
 - (5) 更新申請する年の 5 年前の 4 月 1 日から更新申請する年の 3 月 31 日までの間に所定の臨床実績があり、かつ所定の学術集会等への参加実績および研究実績があること

(実績の算定等)

- 第 13 条 前条第 5 号に定める臨床実績、学術集会等への参加実績および研究実績については、専門医に関する内規第 15 条、第 16 条ならびにこの内規の第 8 条の規定を適用する。

(更新申請)

- 第 14 条 指導医の更新を希望する者は、認定審査委員会の指定する方法により申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出し、更新を申請しなければならない。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 指導医更新認定申請書 | 1 部 |
| (2) 職務経歴書の写し | 1 部 |
| (3) 麻酔経歴書の写し | 1 部 |
| (4) 臨床実績報告書 (5 年分) | 1 部 |
| (5) 専門医実績目録 | 1 部 |
| (6) 指導医実績目録 | 1 部 |
- 2 指導医の更新申請の受付期間は、認定期間が終了する年の前年 9 月 1 日から 10 月 31 日までとする。
- 3 指導医更新の審査料は、20,000 円とし、申請時に納付する。申請後 2 週間以内に振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

(更新審査)

第 15 条 指導医の更新審査は書類審査とし、この法人の認定審査委員会が実施する。

- 2 認定審査を希望する者が審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく 2 週間以上経過した場合、審査を行わない場合がある。
- 3 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(認定・登録)

第 16 条 認定審査委員会は、審査結果を理事長の承認を経て理事会に報告し審査が終了した日から 2 週間以内に審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後 2 週間以内に指導医登録料 10,000 円を納付する。2 週間後納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。
- 3 この法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を指導医として登録する。指導医として登録された者には認定証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

(実績不足による更新の猶予)

第 17 条 指導医は、その有効期間中に以下の各号に掲げる事由により更新に必要な単位を取得することができなかったときは、有効期限終了日の翌日から 2 年間を限度として猶予期間を設けることができる。なお、その期間については暫定指導医と称する。

- (1) 妊娠・出産・育児・介護あるいは長期療養のため
- (2) 海外に居住したとき
- 2 前項に該当し、指導医の更新の猶予を希望する者は、有効期間が終了する前年の 10 月 31 日までに暫定指導医申請書および第 14 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの書類をこの法人の常務理事会に提出し、その許可を得なければならない。
- 3 暫定指導医申請を許可された者は、許可日の翌日から 2 年以内に更新手続きをしなければならない。この指導医有効期間には暫定指導医が含まれる。
- 4 本条第 1 項第 2 号に該当する者は、延長期間 1 年につき 5 単位の研究指導実績を加算しなければならない。

(専従期間足による更新の猶予)

第 18 条 指導医は、その有効期間中に以下の各号に掲げる事由により麻酔管理あるいは麻酔科関連領域の指導と管理に専従することができなかった期間が 24 ヶ月以内の場合は、有効期限終了日の翌日から 2 年間を限度として猶予期間を設けることができる。なお、その期間については暫定指導医と称する。

- (1) 妊娠・出産・育児・介護あるいは長期療養のため
- (2) 海外に居住したとき
- 2 前項に該当し、指導医の更新の猶予を希望する者は、有効期間が終了する前年の 10 月 31 日までに暫定指導医申請書および第 14 条第 1 項第 2 号から第 6 号までの書類をこの法人の常務理事会に提出し、その許可を得なければならない。
- 3 暫定指導医申請を許可された者は、許可日の翌日から 2 年以内に更新手続きをしなければならない。この指導医有効期間には暫定指導医が含まれる。
- 4 本条第 1 項第 2 号に該当する者は、延長期間 1 年につき 5 単位の研究指導実績を加算しなければならない。

第4章 補 則

(雑 則)

第19条 この内規に定める事項のほか、指導医の認定に関し必要な事項は別に定める。

(内規の変更)

第20条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条(4)に従ってなす。

附 則

1. この内規は2019年4月1日以降に指導医の新規認定審査を受けようとする者、2019年4月1日以降に指導医の認定期間を終了し、指導医を更新する者、または2021年4月1日以降に暫定指導医の認定期間を終了する者に適用する。
2. 2018年度までに行われる指導医の新規認定審査を受けようとする者、2019年3月31日以前に指導医の認定期間を終了する者、または2020年3月31日もしくは2021年3月31日に暫定指導医の認定期間を終了する者は別に定める申し合わせを参照する。
3. この内規の施行に伴い公益社団法人日本麻酔科学会麻酔科指導医に関する細則(2012年6月6日制定)は、2014年3月31日に廃止する。